

判例研究

〔商法 四五〇〕 議決権行使の代理人を株主に限定する定款規定の効力と私製委任状の受取りを拒否することの適否

（宮崎地判平成一四年四月二十五日
平成二三年(フ)第一六二号 株主総会決議取消請求事件
請求棄却・控訴）

〔判示事項〕

一 議決権行使の代理人を株主に限定する旨の定款の規定は、商法二三九条に違反するものでなく、有効と解するのが相当である。

二 代理権を証する書面として会社に差し出された委任状が私製委任状である場合、印鑑照合等の確認手段をとることなく同委任状の受取りを拒否し、議決権の行使を認めないことは違法である。

〔参考条文〕

商法二三九条三項、同二四七条一項一号、同二五一条

「株主又は法定代理人が代理人をして議決権を行使せしめ

〔事実〕

Yは主に宮崎県内において日刊新聞を発行する株式会社であり、その定款には、株式の譲渡につき、取締役会の承認を要することを定めがある。他方、XはYの二パーセントである一六〇〇〇株を有する株主である。

Yは平成一二年一二月一五日に臨時株主総会（以下本件株主総会）を開催し、第五八期の貸借対照表、損益計算書および利益処分案を承認する決議を行った。これに対して、Xは、（第一点）本件株主総会開催時に、Yの株主Bから議決権行使に関する委任を受けた弁護士A（非株主）が、「株主又は法定代理人が代理人をして議決権を行使せしめ

ようとするときは当会社の株主に限る。」との定款規定の存在を理由として、株主権の代理行使を不当に拒絶されたこと、(第二点) 本件株主総会開催時に、Yの株主Cから私製委任状によって議決権代理行使に関する委任を受けたXが、株主権を代理行使しようとしたところ、Yが委任状に押捺された印影と届出印鑑との照合など、委任状がC本人作成であるかの確認作業をすることなく、Xによる代理行使を不当に拒絶したこと、等を理由として、これらは招集手続または決議方法が法令もしくは定款に違反し、または著しく不公正なときにあると主張して、商法二四七条に基づき本件株主総会決議の取消を求めた。なお、本件ではXの主張として他にもいくつかの主張がなされたが、本判例研究では割愛する。

〔判旨〕

請求棄却

第一点については「Yの定款は、議決権行使の代理人を株主に限る旨を定めているが、Yのように株式譲渡制限の規定を有する会社において同規定は商法二三九条二項に違反するものではない。」としたうえで、「株式会社は総会をかく乱するおそれのない職種の者であれば非株主であつても入場を許さなければならないと解すると、株式会社は、

総会に非株主代理人が来場した際には、その都度その者の職種を確認し、総会をかく乱するおそれの有無について個別具体的に検討しなければならないことになる。どのように職種の者であれば総会をかく乱するおそれがないといえるかは、明確な基準がなく、極めて難しい判断である。また、株主数が多い株式会社は、総会開会前の限られた時間に多数の来場者に応対しなければならないところ、受付において非株主代理人が総会をかく乱するおそれの有無について個別具体的に判断することは、受付事務を混乱させ、円滑な総会運営を阻害するおそれが高いというべきである。……しかも……実質的基準を持ち込むと、かえって、経営陣が自らを支持する株主の代理人については総会をかく乱するおそれがないとして入場を許し、そうでない代理人については入場を許さないなど恣意的差別的判断を行い、株主の権利が害されるおそれもある。……このように、非株主代理人による権利行使の可否について実質的基準を持ち込むことは弊害が多い」として、定款に従つて非株主弁護士Aによる株主権代理行使を拒絶したYは、違法ではないとした。

第二点については「定型委任状以外の私製委任状を用いてはならない」という定めは法令にも定款にもないのである

から、株式会社は、持参された委任状が本人が作成した真正なものである限り、有効なものとして取り扱わなければならぬ。したがつて、株式会社は、私製委任状が提出されたときは、提出者に対して印鑑証明書の提出を求めたり、届出印との印影照合をするなど作成名義が真正であることの確認のための手段を尽くし、それでも確認ができない場合にはじめて代理人の入場を拒否することができるというべきであつて、単に私製委任状であるというだけの理由で受け取りを拒否することはできないと解すべきである。したがつて、印影照合等の確認手段を全く執らないままCら作成名義の委任状の受け取りを拒否したYの対応は、同人らの株主権を侵害する違法なものであることが明らかである。……しかしながら、Cら作成名義の委任状は、定型委任状ではないだけでなく、押捺された印影も届出印鑑によるそれとは異なるものであることに照らせば、仮にYの受付担当者が印鑑証明書の提出を求めたり印影照合をするなどしても、その場で本人が作成したものであるか確認することができず、結局のところCらの委任状の受け取りは拒絶された蓋然性が高いものと考えられる。これに加えて、Cらの持株数は合計二〇二〇株（発行済株式総数八〇万株の約〇・二五パーセント）であること、Xは自らの株主と

〔研究〕 判旨反対

一 まず、本判決が、代理人資格を株主に限る定款規定につき閉鎖会社においては有効である旨を判示している点について、検討する。

周知のように、代理人資格を株主に限る旨の定款規定については、学説上これを有効と解する説と無効と解する説との間で激しい論争が繰り広げられてきた。すなわち、有効説は、代理行使を制限する定款の規定は株主総会の擅乱を防止する目的をもつものであり、不当な制限とはいえないというものである。しかし、画一的に定款による制限を有効とすれば、たとえば法人株主の従業員による代理行使なども制限されてしまうという不都合が生じてしまうため、近時の有効説は、必要に応じて例外的に株主以外による議決権代理行使を認める立場（制限的有効説）がほとんどである。これに対して、無効説は、商法三三九条二項が強行

いう立場に基づいて本件総会会場に入場し発言をすることができたことを考慮すると、上記違法は重大でなく決議に影響を及ぼさなかつたことは明らかであるから、商法二五一条に基づき裁量により本件各決議を取り消さないことにする」とした。

規定であるということを強調し、全面的に非株主による議決権代理行使を制限する定款を無効とする。また、原則的にはかような定款規定は無効であるとしつつも、株式譲渡制限を設けている会社にあっては有効であるとする制限的無効説（修正無効説）も主張されている。すなわち、株式譲渡制限を設けている会社にあっては、「株主総会がその構成員のみによって運営されるべきである」という要請がより強いため、商法二三九条二項の趣旨をそのまま援用すべきではないとするのである。

また、裁判例を概観すると、最高裁はいわゆる制限的効説に立脚しているものと考えられる。すなわち、最高裁昭和四三年一一月一日判決（民集二二卷一二号一四〇二頁）は、第三者による搅乱の防止や会社利益の保護の観点から有効説に立っていたが、最高裁昭和五一年一二月二四日判決（民集三〇卷一一号一〇七六頁）が「株主である県、市、株式会社がその職員または従業員をして株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が搅乱され会社の利益が害されるおそれなく、かえって、右のような職員または従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、

事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらす」と判示して、公共団体の職員や株式会社の従業員による議決権代理行使については、例外的に定款規定を適用しないことを明らかにし、制限的有効説の立場にたつた。

従来の下級審も、当初は有効説に立っていたものの、最高裁にしたがつて制限的有効説に立つようになつていったようである。すなわち、東京地裁昭和五七年一月二六日判決（金融商事判例六五〇号三三頁）は、議決権代理行使を株主に限る定款規定の目的を、株主総会の搅乱防止に加えて、「もともと株式会社の機関である株主総会がその構成員のみによって運営されるべきであるとの会議体の本則」に則るためであるととらえて、代理人が弁護士のような株主総会の搅乱のおそれがない者の場合であつても定款規定の効力は否定されないとして、弁護士による議決権の代理行使を許さなかつたが、東京地裁昭和六年三月三一日判決（判例時報一八六号一三五頁）は、議決権代理行使を株主に限る定款規定の目的をもっぱら株主総会の搅乱防止におき、法人の従業員が代理行使をしても株主総会の搅乱のおそれなく、法人従業員の代理行使を認めなかつた決議の方法は著しく不公正であったと判断している。また、神戸地裁尼崎支部平成一二年三月一八日判決（金融商事判

例一〇九〇号二四頁)も、議決権代理行使を株主に限る定款規定の目的をもつばら株主総会の攪乱防止におきつつ、代理人が弁護士のような場合には一般的には株主総会の攪乱のおそれがないとして、合理的な理由による相当程度の制限ということはできないとして、議決権の代理行使を許している。このように、当初の下級審は、議決権代理行使を株主に限る定款規定の目的を、①株主総会の攪乱防止という目的と②株主総会を株主資格を持つ者のみによって運営する目的という二つに求めて、弁護士にも代理行使を認めていなかつたが、近年では、もつばら①の攪乱防止目的のみに求めて法人従業員による代理行使を認め、あるいは弁護士による代理行使を認めるようになつてきており、代理行使が認められる範囲を拡大する傾向にある。

このような学説・判例の状況の下で、本判決をどう位置づけるべきであろうか。本判決は「Yの定款は、議決権行使の代理人を株主に限る旨を定めているが、Yのように株式譲渡制限の規定を有する会社において同規定は商法二三

九条二項に違反するものではない」と判示しており、Yが

株式譲渡制限を設けている会社であるという点を強調して

資格制限の定款の有効性を認めていることから、制限的無効説(修正無効説)をとつたものであるとも考えられる。

しかし、「非株主代理人による権利行使の可否について実質的基準を持ち込むことは弊害が多い」との理由づけは、前述の神戸地裁尼崎支部平成一二年三月二八日判決による代理人の職種による個別的・具体的・実質的な判断をうけて、これを批判したものであることから、本判決は制限的有効説の延長上にあるものであり、理由づけの重点を上述の①から②に移したものであるとも考えられる。このように、本判決の理由づけからは、制限的無効説(修正無効説)と制限的有効説とのいずれに立脚するものであるか明確にされておらず、本判決の射程が株式譲渡制限を設けている会社に限定されるのか、それとも株式譲渡制限を設けていない会社にまで拡張せられ、このような会社においても代理人資格を制限する定款規定を有効とするものであるかは、明確ではない。もつとも、本判決が「株主数の多い株式会社では」「受付事務を混乱させる」と述べていることから、株式譲渡制限を設けていない会社でも資格制限定款を有効と想定した理論を展開しているものとしてとらえられる見解も存するが(吉田直「本件判例評釈」金融商事判例一一六四号六六頁、川口恭弘「本件判例評釈」私法判例リマークス二八号九六頁)、株式譲渡制限を設けている会社にあつても株主数の多い株式会社は存在しうるのであるか

ら、このようなとらえ方は適切ではない。本判決の射程に

ついては、株式譲渡制限を設けている会社に限られているとみるのが正当ではなかろうか（黒沼悦郎「本件判例評

釈」ジュリスト一二七八号一四二頁）。

二 いずれにせよ、本判決は、株式譲渡制限を設けている会社にあつては、「株主総会がその構成員のみによつて運営されるべきである」という要請がより強いものととらえて、代理人資格に制限を加える定款規定を有効と解している。

しかしながら、株式譲渡制限を設けている会社にあつてはこのような要請が強いことは認めうるとしても、欠席株主と一定の信頼関係に立つ代理人の議決権行使についてまで、非株主であることを理由にその制限を許すものとは考へるべきではない。株式の譲渡を受けて新たに株主になる者による議決権行使を制限することと、既存株主から議決権行使を委任された代理人による議決権行使を制限することとではその質が異なるのであり、株式譲渡制限を設けている会社にあつては、前者による議決権行使を制限するという目的あるいは要請があるにすぎない、と考えるべきである。したがつて、株式譲渡制限を設けていない会社はもちろん、株式譲渡制限を設けている会社にあつても、代理人による議決権行使を制限する定款規定は無効であると考えるべき

である（画一的無効説）。

また、本判決は、「非株主代理人による権利行使の可否について実質的基準を持ち込むことは弊害が多い」としているが、その理由として、①明確な基準がないこと、②受付事務を混乱させ円滑な総会運営を阻害するおそれが高いこと、③恣意的差別的判断がなされるおそれがあること、の三点を挙げている。たしかに、いわゆる総会屋ではない通常の株主があつた者が突然総会の場で搅乱をはかることがありうること、また、真摯に会社に対して質問しようとする株主を、総会を短時間で終わらせるためだけに会社が恣意的に排除するおそれがあることにかんがみれば、①の明確な基準がないこと、③の恣意的差別的判断がなされるおそれがあること、との理由づけは正当であり、非株主代理人による権利行使の可否について実質的基準を持ち込むべきではないと考へる。しかしながら、本判決が②の受付事務の混乱を理由としている点については賛成できない。受付事務が混乱しないよう事前に十分な準備をしておくべきは会社側であり、受付事務の混乱を理由に株主権の行使について制限を加えることは、その過度な制限にほかならぬいものと考へる。また、これに加え、本判決が「受付事務の混乱のおそれ」を非株主による議決権の代理行使を認め

ない理由として挙げるのであれば、判旨第二点目の私製委任状による議決権行使についての理由づけで「確認のための手段を尽くし、それでも確認できない場合にのみ私製委任状の受取を拒絶できる」と判示している点と矛盾するものであることも指摘しうる。

このように考へると、たとえ株式譲渡制限を設けている会社にあっても、欠席株主と一定の信頼関係に立つ代理人による議決権行使についてまで、非株主であることを理由にその制限を許すものとは考へるべきではないから、代理人による議決権行使を認めるべきであり、また、明確な基準がなく、(1) 恣意的差別的判断がなされるおそれがある(2) ことから、代理人による権利行使の可否について実質的基準を持ち込むべきではなく、真正に代理権授与がなされているかぎり議決権行使を認めるべきである。したがつて、定款に従い非株主弁護士Aによる株主権代理行使を拒絶したYは違法ではない、としている本判決の結論には賛成し得ない。

なお、本件は個人株主の代理人についての事案であるが、法人株主の代理人による議決権行使があつた場合についてまで、本判決の射程が及ぶものかどうかも明らかではない。従来の判例では、制限的有効説に立つたうえで、法人株主

の従業員による代理行使を認めてきたが、その理由としては、法人株主の従業員による代理行使は「通常の代理とは異なる」とするもの（東京地裁昭和四〇年三月一六日判決）と、「株主総会が搅乱され会社の利益が害されるおそれはなく、議決権の代理行使を認めなければ、事实上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果となる」とするもの（前出最高裁昭和五一年一二月二四日判決・東京地裁昭和六一年三月三一日判決）とに分かれている。しかしながら、本判決は、代理人の個性に着目して総会搅乱のおそれがあるかどうかを実質的に判断することについて否定的である以上、少なくとも株式譲渡制限を設けている会社の場合には、後者の理由づけから法人株主の従業員による代理行使を認めるることはできないであろう。そうであるとすれば、本判決の立場からは、前者の判決のように「通常の代理とは異なる」という理由づけで従業員による代理行使を認めることになるのであろうか。

三 つぎに、私製委任状によつて授權された株主による議決権代理行使について検討する。商法二三九条は「株主又ハ代理人ハ其ノ代理権ヲ証スル書面ヲ会社ニ差出ダスコトヲ要ス」とのみ規定しており、代理権を証する書面が定型のものであるか私製のものであるかは問われていない。し

たがつて、代理権を証する書面が私製委任状であつても、そのことのみを理由に会社が議決権代理行使を拒絶できないのは当然である。本判決が「定型委任状以外の私製委任状を用いてはならない」という定めは法令にも定款にもないものであるから、株式会社は、持参された委任状が本人が作成した真正なものである限り、有効なものとして取り扱わなければならぬ」と判示した点は正当である。

問題は、私製委任状の真偽をどのように判断すべきかである。本判決は「株式会社は、私製委任状が提出されたときは、提出者に対して印鑑証明書の提出を求めたり、届出印との印影照合をするなど作成名義が真正であることの確認のための手段を尽くし、それでも確認ができない場合にはじめて代理人の入場を拒否することができる」というべき」としている。しかし、印鑑証明書の提出や届出印との印影照合は、委任状が真正なものであることを確認するための手段の一例として挙げられているにすぎず、仮に印影が一致しない場合でも、他の手段によって代理人側で真正な委任があつた旨を示すことができれば、議決権の代理行使は認められるべきである（神戸地裁昭和三年二月一日判決下民集七卷二号一八五頁、川口・前掲「本件判例評釈」九七頁、黒沼・前掲「本件判例評釈」一四三頁）。い

ずれにせよ、印鑑照合等の確認手段をとることなく私製委任状の受け取りを拒否したことは違法である、と判示した本判決に賛成しうる。

四 最後に、本判決が商法二五一条にもとづいて裁量棄却したことにつき検討する。商法二五一条は、株主総会の招集手続または決議の方法につき法令または定款違反がある場合に、①違反する事実が重大ではなく、かつ、②決議に影響を及ぼさない場合であれば、裁判所はこれを裁量棄却できるものとしている。この裁量棄却の要件については、①と②のどちらかの要件のみを裁量棄却の可否についての判断材料としたかのような裁判例が多く存在する。たとえば、①の要件のみを裁量棄却の判断材料としている裁判例として、最高裁昭和三一年一月一五日判決民集一〇巻一一号一四二三頁、最高裁昭和四年一二月一八日判決（最高裁判所（民事・刑事）判例集九七号七九九頁）等があり、②の要件のみを裁量棄却の判断材料としている裁判例として、最高裁昭和三〇年一〇月二〇日判決（民集九卷一一号一六五七頁）、最高裁昭和三七年八月三〇日判決（判例時報三一一号二七頁）、最高裁昭和四二年九月二八日判決（民集二二卷七号一九七〇頁）、最高裁昭和五五年六月一六日判決（判例時報九七八号一二二頁）等を挙げうる。

しかしながら、明らかに招集手続または決議の方法につき法令または定款違反のあった株主総会を、有効なものとして維持する結果をもたらす裁量棄却の重大性にかんがみれば、最高裁昭和四六年三月一八日判決（民集二五巻二号一八三頁）が述べるように「株主総会招集の手続またはその決議の方法に性質、程度等から見て重大な瑕疵がある場合には、その瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさないと認められるようなときでも、裁判所は、決議取消の請求を認容すべきであつて、これを棄却することは許され」ず、商法二五一条の条文に忠実に、①と②の二つの要件が満たされてはじめて裁量棄却が認められると解するべきであろう。違反する事実が「決議に影響を及ぼさない」場合には、常に「重大ではない」場合ということになると見解も存するが、これら二つの要件は別個の要件としてとらえるべきである。

そこで、このような厳格な立場に立脚しつつも、本判決が「押捺された印影も届出印鑑によるそれとは異なるものであることに照らせば、仮にYの受付担当者が印鑑証明書の提出を求めたり印影照合をするなどしても、その場で本人が作成したものであるか確認することができず、結局のところCらの委任状の受け取りは拒絶された蓋然性が高い

ものと考えられる」と判示している点をもつて①について検討したものととらえ、「Cらの持株数は合計二〇二〇株（発行済株式総数八〇万株の約〇・二五パーセント）であること、Xは自らの株主という立場に基づいて本件総会会場に入場し発言をすることができたこと」と判示している点をもつて②について検討したものととらえて、本判決の裁量棄却を肯定する見解が存する（黒沼・前掲「本件判例評釈」一四三頁）。しかし、Cらの委任状の受け取りが拒絶された蓋然性が高かつたとの指摘は、①の違反する事実が軽微であつたこととの徴表というよりは、②の決議に影響を及ぼさなかつたこととの徴表というべきである。①の要件について検討するならば、むしろ、総会議場にすでに入场していた取締役が受付にいた役員室次長から「Xが委任状を持ってきていますかどうしますか。」という趣旨の記載がなされたメモを受けながらも、非株主A弁護士に対する委任状であるといこんで、「拒否してよい」旨の指示をしたことが認定されていることにかんがみれば、Yの対応には重大な過失があつたものと考えられ、①の要件は満たされないと考えるべきである。したがって、裁量棄却を認めめた本判決の結論には賛成し得ない。